解散公告（第二回）

当法人は、平成二十年六月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

大阪市城東区今福南二丁目二二番三八号

清算人　三浦　成雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

群馬県前橋市駒形町三二二番地一

財団法人駒形町会議所

代表清算人　岡崎　紘一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十七日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

東京都日野市平山五丁目三八番地の一八

日野市平山土地区画整理組合

代表清算人　馬場　弘明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十一日開催の総会により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

新潟市中央区本町通八番町一三一六

ＮＰＯ法人イエローグリーン

清算人　村木　史彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

愛知県名古屋市昭和区妙見町四一

財団法人石田財団

清算人　小山　由紀

清算人　石田　由美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十四日開催の理事会の決議により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十三日

愛知県碧南市山神町八丁目三五番地

社会福祉法人碧南市社会福祉事業団

清算人　杉浦　邦俊

配当公告

北海道江別市三条六丁目四番地の一

破産者　有限会社吉川時計店

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第四二五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三三、四七九、四一三円

一、配当をすることができる金額

金一〇、二七六、六四〇円

平成二十二年五月十三日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル六階

破産管財人　林　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区あいの里三条四丁目五番、最後の住所札幌市北区あいの里三条四丁目五番二七号　被相続人　亡　辺見　優尉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

札幌市中央区大通東九丁目一番地四〇ダイアパレス大通東五〇二号

相続財産管理人　宗形　良光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北足立郡大宮宿一五七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　加藤　たか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉縣北足立郡大宮宿一五七番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　加藤　たか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉縣入間郡川越町大字松郷四四一番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　枚村　佐吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉縣大宮市大字大宮四〇〇二番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　小島市太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小島　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡吉見町大字久保田一五〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　勝田　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

事務所埼玉県熊谷市宮町二丁目一一八番地

花井ビル三階

相続財産管理人　弁護士　苦田　文一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区坂町二六番地一一、最後の住所埼玉県越谷市北越谷二丁目二一番一号新栄マンション三〇三号

被相続人　亡　三上　宏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十三日

埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目八番二一号サンリット越谷ビル四階

相続財産管理人　中澤　伸浩

第40期決算公告

平成22年4月23日

山形県天童市清池東二丁目4番1号

株式会社山形信越石英

代表取締役社長　神屋　和雄

貸借対照表の要旨

（平成22年2月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	495,006
	固定資産	2,033,081
	合計	2,528,087
負債及び純資産の部	流動負債	2,132,396
	固定負債	49,313
	株主資本金	346,378
	資本剰余金	50,000
	利益準備金	296,379
	その他利益剰余金	12,500
	（うち当期純損失）	283,879
	合計	(329,385)
		2,528,087